

## 公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(2021年度の適用料金)

## 1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00131733
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00125008

## 2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
① 2020年度の各機能に係る電気通信番号数 (2020年度末×12ヶ月) (台)	1,031,256	312,696
(a) 下記以外 (台)	605,700	312,696
(b) 特設公衆電話台数 (台)	425,556	0
② 合算番号単価 (2020年度末時点適用分) (円)	3	3
③ 各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a) + (b-2)) (円)	2,636,762	1,395,094
(a) (b)以外に係る負担金の額(①(a)×②) (円)	1,817,100	938,088
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額(①(b)×②) (円)	1,276,668	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 ( (b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公 衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按 分 ) (円)	819,662	457,006
④ 2020年度の算定対象需要実績 (千時間)	556	310
⑤ 1秒当り料金額 (③/④) (円/秒)	0.00131733	0.00125008

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値